議案第１１２号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成１９年杉並区条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に改め、同項ただし書中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１１３．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１１３．７５」に、「１００分の６２．５」を「１００分の６５」に改める。

第３２条第２項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に、「１００分の１３６．２５」を「１００分の１４１．２５」に改め、同条第３項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に、「１００分の５８．７５」を「１００分の６１．２５」に、「１００分の１３６．２５」を「１００分の１４１．２５」に、「１００分の６７．５」を「１００分の７０」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条関係）

学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,200	252,800	310,300	333,400	459,000
	2	214,600	255,100	312,100	335,200	460,800
	3	216,100	257,300	313,900	337,000	462,500
	4	217,600	259,500	315,600	338,800	464,200
	5	219,100	261,700	317,300	340,700	466,000
	6	221,000	263,900	319,100	342,500	467,800
	7	222,900	266,100	320,900	344,300	469,500
	8	224,800	268,300	322,700	346,100	471,200
	9	226,700	270,500	324,500	348,000	472,800
	10	228,800	272,300	326,300	350,000	474,500
	11	230,900	274,000	328,100	352,100	476,200
	12	233,100	275,700	329,900	354,200	477,900
	13	235,200	277,400	331,800	356,400	479,500
	14	237,600	279,200	333,600	358,500	481,100
	15	240,000	281,000	335,400	360,700	482,700
	16	242,400	282,700	337,200	362,900	484,300
	17	244,800	284,400	339,100	365,000	485,800
	18	247,300	286,300	341,000	366,900	487,200
	19	249,800	288,200	343,000	368,800	488,600
	20	252,300	290,000	345,000	370,600	490,000
	21	254,800	291,800	347,000	372,400	491,400
	22	255,600	293,400	348,800	374,300	492,800
	23	256,300	294,900	350,600	376,100	494,100
	24	257,000	296,400	352,400	377,900	495,400
	25	257,700	297,800	354,100	379,600	496,700
	26	258,500	299,300	355,800	381,500	497,900
	27	259,300	300,800	357,500	383,200	499,000
	28	260,000	302,200	359,200	384,900	500,100
	29	260,700	303,600	360,800	386,600	501,100
	30	261,500	305,000	362,400	388,300	502,000
	31	262,300	306,500	364,100	390,000	502,900
	32	263,100	308,000	365,700	391,700	503,700
	33	263,800	309,400	367,300	393,400	504,500
	34	264,700	310,900	368,900	395,100	505,400
	35	265,600	312,300	370,600	396,800	506,200
	36	266,400	313,700	372,200	398,500	506,900
	37	267,200	315,100	373,800	400,200	507,600
	38	268,100	316,500	375,400	401,900	508,200
	39	269,000	317,900	377,000	403,600	508,800
	40	269,900	319,300	378,600	405,300	509,300
	41	270,700	320,600	380,200	407,000	509,800
	42	271,800	322,000	381,700	408,700	510,300
	43	272,900	323,400	383,200	410,300	510,900
	44	274,000	324,800	384,700	411,900	511,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	275,100	326,100	386,200	413,500	511,900
	46	276,000	327,500	387,700	415,100	512,400
	47	276,900	328,900	389,200	416,700	512,900
	48	277,800	330,200	390,700	418,200	513,400
	49	278,600	331,500	392,200	419,700	513,900
	50	279,500	332,900	393,700	421,200	514,400
	51	280,400	334,200	395,200	422,700	514,900
	52	281,200	335,500	396,700	424,200	515,400
	53	282,000	336,800	398,100	425,700	515,900
	54	282,900	338,100	399,500	427,100	516,400
	55	283,700	339,400	401,000	428,500	516,900
	56	284,500	340,700	402,400	429,900	517,400
	57	285,300	342,000	403,800	431,300	517,900
	58	286,100	343,300	405,000	432,500	518,400
	59	286,900	344,600	406,200	433,700	518,900
	60	287,700	345,900	407,400	434,900	519,400
	61	288,500	347,100	408,500	436,000	519,900
	62	289,300	348,400	409,500	437,200	520,400
	63	290,100	349,600	410,400	438,400	520,900
	64	290,900	350,800	411,300	439,500	521,400
	65	291,600	352,000	412,200	440,600	521,900
	66	292,400	353,200	413,000	441,700	
	67	293,200	354,400	413,800	442,800	
	68	293,900	355,600	414,600	444,000	
	69	294,600	356,700	415,300	445,100	
	70	295,300	357,800	416,100	446,200	
	71	296,000	358,900	416,800	447,300	
	72	296,700	359,900	417,500	448,400	
	73	297,400	360,900	418,100	449,500	
	74	298,200	361,900	418,700	450,500	
	75	298,900	362,900	419,200	451,500	
	76	299,600	363,900	419,700	452,500	
	77	300,200	364,800	420,100	453,400	
	78	300,900	365,700	420,600	454,300	
	79	301,600	366,600	421,000	455,200	
	80	302,300	367,500	421,400	456,100	
	81	303,000	368,300	421,800	456,900	
	82	303,700	369,100	422,300	457,700	
	83	304,300	369,800	422,700	458,500	
	84	305,000	370,500	423,100	459,200	
	85	305,600	371,200	423,400	459,800	
	86	306,300	371,900	423,800	460,300	
	87	307,000	372,500	424,200	460,700	
	88	307,600	373,000	424,600	461,100	
	89	308,200	373,500	425,000	461,500	
	90	308,900	374,000	425,400	462,000	
	91	309,500	374,600	425,800	462,400	
	92	310,100	375,100	426,200	462,800	

93	310, 700	375, 600	426, 600	463, 100	
94	311, 300	376, 100	427, 000	463, 500	
95	311, 900	376, 600	427, 400	463, 900	
96	312, 500	377, 100	427, 800	464, 300	
97	313, 100	377, 600	428, 200	464, 700	
98	313, 800	378, 100	428, 600	465, 100	
99	314, 400	378, 600	429, 000	465, 500	
100	314, 900	379, 000	429, 400	465, 900	
101	315, 400	379, 400	429, 800	466, 300	
102	316, 100	379, 900	430, 200	466, 700	
103	316, 700	380, 300	430, 600	467, 100	
104	317, 200	380, 700	431, 000	467, 500	
105	317, 700	381, 100	431, 400	467, 900	
106	318, 200	381, 500	431, 800	468, 300	
107	318, 700	381, 900	432, 200	468, 700	
108	319, 200	382, 300	432, 600	469, 100	
109	319, 700	382, 600	432, 900	469, 500	
110	320, 200	383, 000	433, 300	469, 900	
111	320, 700	383, 300	433, 600	470, 300	
112	321, 200	383, 600	434, 000	470, 700	
113	321, 600	383, 900	434, 400	471, 100	
114	322, 100	384, 300	434, 800	471, 500	
115	322, 600	384, 600	435, 200	471, 900	
116	323, 000	384, 900	435, 600	472, 300	
117	323, 300	385, 200	435, 900	472, 700	
118	323, 800	385, 600	436, 300	473, 100	
119	324, 200	385, 900	436, 600	473, 500	
120	324, 600	386, 200	437, 000	473, 900	
121	324, 900	386, 500	437, 400	474, 300	
122	325, 300	386, 900	437, 800	474, 700	
123	325, 700	387, 200	438, 100	475, 100	
124	326, 000	387, 500	438, 500	475, 500	
125	326, 300	387, 800	438, 900	475, 900	
126	326, 700	388, 200	439, 300	476, 300	
127	327, 000	388, 500	439, 700	476, 700	
128	327, 300	388, 800	440, 100	477, 100	
129	327, 600	389, 100	440, 400	477, 500	
130	328, 000	389, 500	440, 800	477, 900	
131	328, 300	389, 800	441, 200	478, 300	
132	328, 600	390, 100	441, 600	478, 700	
133	328, 900	390, 400	441, 900	479, 100	
134	329, 200	390, 800	442, 300		
135	329, 600	391, 100	442, 700		
136	329, 900	391, 400	443, 100		
137	330, 200	391, 700	443, 400		
138	330, 600	392, 100	443, 800		
139	330, 900	392, 400	444, 200		
140	331, 200	392, 700	444, 500		

	141	331,500	393,000	444,800		
	142	331,900	393,300	445,200		
	143	332,200	393,600	445,600		
	144	332,500	393,900	445,900		
	145	332,800	394,200	446,200		
	146	333,200	394,500	446,600		
	147	333,500	394,800	447,000		
	148	333,800	395,100	447,300		
	149	334,100	395,400	447,600		
	150	334,500	395,700			
	151	334,800	396,000			
	152	335,100	396,300			
	153	335,400	396,600			
	154	335,700	396,900			
	155	336,000	397,200			
	156	336,300	397,500			
	157	336,600	397,800			
	158	336,900	398,100			
	159	337,200	398,400			
	160	337,500	398,700			
	161	337,800	399,000			
	162	338,100	399,300			
	163	338,400	399,600			
	164	338,700	399,900			
	165	339,000	400,200			
	166	339,300	400,500			
	167	339,600	400,800			
	168	339,900	401,100			
	169	340,200	401,400			
	170		401,700			
	171		402,000			
	172		402,300			
	173		402,600			
	174		402,900			
	175		403,200			
	176		403,500			
	177		403,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		255,200	299,800	321,200	342,100	377,500

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員の給料月額は、この表の額に2万4,800円を加算した額とする。

第２条　杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２９条第２項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同項ただし書中「１００分の１１３．７５」を「１００分の１１１．２５」に改め、同条第３項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に、「１００分の１１３．７５」を「１００分の１１１．２５」に、「１００分の６５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第３２条第２項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に、「１００分の１４１．２５」を「１００分の１３８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に、「１００分の１４１．２５」を「１００分の１３８．７５」に、「１００分の７０」を「１００分の６８．７５」に改める。

附　則

１　この条例は、令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（１）　第１条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例別表第２の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定　令和８年４月１日

（２）　第１条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例別表第２の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定　令和８年１２月１日

３　令和８年４月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった学校教育職員（以下「職員」という。）及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」

という。）の定める職員の同条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

４　施行日から令和９年３月３１日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

５　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

（提案理由）

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

資　料　１

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第１条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（期末手当） 第２９条　略 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１３１．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１３．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１３１．２５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１１３．７５」とあるのは「１００分の６５　　」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第３２条　略 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会	（期末手当） 第２９条　略 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第３２条　略 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会

規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１２３．７５（第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１４１．２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１１８．７５（第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１３６．２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２３．７５」とあるのは「１００分の６１．２５」と、「１００分の１４１．２５」とあるのは「１００分の７０　　」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１１８．７５」とあるのは「１００分の５８．７５」と、「１００分の１３６．２５」とあるのは「１００分の６７．５」とする。
４～７　略	４～７　略

第２条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（期末手当）	（期末手当）
第２９条　略	第２９条　略
２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１１．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則	２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１３１．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１３．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則

で定める支給割合を乗じて得た額とする。	で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７２．５　」と、「１００分の１１１．２５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１３１．２５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１１３．７５」とあるのは「１００分の６５　　」とする。
４～６　略	４～６　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第３２条　略	第３２条　略
２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１２１．２５（第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１３８．７５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１２３．７５（第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１４１．２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２１．２５」とあるのは「１００分の６０　　」と、「１００分の１３８．７５」とあるのは「１００分の６８．７５」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２３．７５」とあるのは「１００分の６１．２５」と、「１００分の１４１．２５」とあるのは「１００分の７０　　」とする。
４～７　略	４～７　略

資　料　2

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>給　料　表</td><td>別表第２
職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（14,209 円、3.30%）を解消するため、給料月額を引き上げる。</td></tr>
<tr><td>期末手当
及び
勤勉手当</td><td>
職員の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.2875</td><td>1.2125</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.3125</td><td>1.2375</td><td>2.55</td><td>1.2875</td><td>1.2125</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>2.525</td><td>2.375</td><td>4.90</td><td>2.575</td><td>2.425</td><td>5.00</td><td>2.575</td><td>2.425</td><td>5.00</td></tr>
</table>
管理職員の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td><td>1.1125</td><td>1.3875</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td><td>1.1375</td><td>1.4125</td><td>2.55</td><td>1.1125</td><td>1.3875</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>2.175</td><td>2.725</td><td>4.90</td><td>2.225</td><td>2.775</td><td>5.00</td><td>2.225</td><td>2.775</td><td>5.00</td></tr>
</table>
定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td><td>0.725</td><td>0.60</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td><td>0.7375</td><td>0.6125</td><td>1.35</td><td>0.725</td><td>0.60</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>1.425</td><td>1.175</td><td>2.60</td><td>1.45</td><td>1.20</td><td>2.65</td><td>1.45</td><td>1.20</td><td>2.65</td></tr>
</table>
定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td><td>0.6375</td><td>0.6875</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td><td>0.65</td><td>0.70</td><td>1.35</td><td>0.6375</td><td>0.6875</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>1.25</td><td>1.35</td><td>2.60</td><td>1.275</td><td>1.375</td><td>2.65</td><td>1.275</td><td>1.375</td><td>2.65</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>施行期日等</td><td>１　第１条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和８年１２月１１日から施行し、改正後の給料表に係る規定は同年４月１日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。
２　第２条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。
３　給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。</td></tr>
</table>